

令和6年度

第1回工事監査報告書

葛飾区監査委員

(写)

6 葛 監 第 8 1 号

令和 6 年 1 0 月 8 日

葛 飾 区 長

殿

葛飾区議会議長

葛飾区監査委員 坂 井 保 義

同 反 町 直 志

同 峯 岸 良 至

同 山 本 ひろみ

令和 6 年度第 1 回工事監査の結果報告について

標記の件について、地方自治法第 1 9 9 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、監査結果を報告いたします。

目 次

	頁
第1 工事監査の実施概要	1
1 監査の種類	1
2 監査実施期間	1
3 監査の対象	1
4 監査実施箇所	1
5 監査の実施内容	1
6 工事監査の項目及び主な着眼点	1
第2 工事監査の結果	3
1 指摘事項	3
2 意見・要望事項	4
3 実地監査	7
第3 まとめ	8
別紙1 令和6年度第1回工事監査件名一覧	9

第1 工事監査の実施概要

1 監査の種類

(1) 監査の名称

令和6年度第1回工事監査

(2) 根拠法令

地方自治法第199条第1項及び第4項

2 監査実施期間

令和6年4月10日（水）から10月8日（火）まで

なお、実地監査は、5月24日（金）に四つ木二丁目公園（仮称）新設工事、（仮称）葛飾区子ども未来プラザ東四つ木等建築工事及び関連工事について実施した。

3 監査の対象

工事に係る業務（主に令和5年度工事及び委託）

4 監査実施箇所

施設部、都市整備部

なお、監査の工事等件名は、別紙1のとおり

5 監査の実施内容

葛飾区監査基準に準拠し、監査対象課から提出された関係書類等を調査するとともに、必要に応じて関係職員からの説明聴取等の方法により監査を実施した。

なお、実地監査については、監査対象課の提出資料をもとに、現場立会い及び関係職員からの説明聴取等の方法により実施した。

6 工事監査の項目及び主な着眼点

(1) 計画について

ア 事前の調査、研究が十分に行われているか。

イ 施設の目的や全体計画に照らして、工事の内容、規模、工法、施工時期及び工期等は適切か。

ウ 他の事業、工事との調整が十分に行われているか。

エ 工事実施前に必要な事務（使用許可等）は、適切に行われているか。

(2) 設計・積算について

ア 設計・積算は、法令、基準等に基づき適正に、かつ、合理的、経済的に行われているか。

イ 設計は、安全性、使用性や将来の維持管理のしやすさなどに配慮されているか。

- ウ 設計図書（図面、仕様書、構造計算書、内訳書等）の整合性が図られているか。
また、施工条件等が的確に明示されているか。
- エ 設計数量は適正か。また、積算数量に相違はないか。
- オ 環境への配慮が十分に行われ、資源の有効活用等が図られているか。

(3) 施工について

- ア 施工は、設計図書に基づき的確に行われているか。
- イ 工程、品質、安全等の管理は、適切に行われているか。
- ウ 工事監理及び工事監督は、適正に行われているか。
- エ 材料、出来高、しゅん工等の検査は、適正に行われているか。
- オ 設計が現場の実態に適合しない場合の変更協議等は、適時、適切に行われているか。
- カ 建設副産物の処理は適切に行われているか。

(4) 業務委託について

- ア 設計及び工事監理等の業務委託の内容は適正か。
- イ 委託料の積算は適正か。また、その算出根拠は明確か。
- ウ 成果品の検査及び業務の履行確認は適切に行われているか。

第2 工事監査の結果

1 指摘事項

監査の結果、次のような不適切な事例が見られたので、所要の措置を講じるとともに再発防止に向けた取組を求める。

(1) 土木工事

ア 公園工事費の積算を適正に行うべきもの

(ア) 白ゆり公園改修工事（葛飾区水元五丁目5番20号 工期：令和5年6月23日から令和6年3月19日まで 契約金額212,006,300円）は、公園の拡張を行い、防災活動拠点としての整備や老朽化した施設の更新、園路広場の改修、遊具の設置などを行い、地域の防災性や利用者の安全性・利便性を高めるための公園改修工事である。

このうち、中木植栽工の積算で、支柱形式や生垣形支柱の数量を誤ったため、約379,000円の過大積算になっていた。

また、給水設備工の積算で、埋設シートが余分に計上され、擁壁工の積算で、型枠やコンクリート等の数量を誤ったため、約994,000円の過大積算になっていた。

さらに、土留め工の積算で、型枠等の数量を誤ったため、スライド門扉工の積算で、基礎工事費が未計上のため、約355,000円の過小積算になっていた。

工事費の算出にあたっては、構造図及び単位当たり数量の確認等、適正な積算を行われたい。
(公園課)

(イ) 四つ木二丁目公園（仮称）新設工事（葛飾区四つ木二丁目14番 工期：令和5年6月23日から令和6年3月12日まで 契約金額176,938,981円）は、防災活動拠点としての整備や多目的広場・トイレ・複合遊具などの設置を行い、地域の防災性や利用者の安全性・利便性を高めるための公園新設工事である。

このうち、中木植栽工の積算で、生垣形支柱の数量を誤ったため、約415,000円の過大積算になっており、防火水槽工（変更）の積算で、本体ブロック等の数量及び製品単価を誤ったため、約282,000円の過大積算になっていた。

また、撤去工の発生材売却費の積算を誤ったため、約48,000円の過小積算になっていた。

工事費の算出にあたっては、構造図及び単位当たり数量の確認等、適正な積算を行われたい。
(都市計画課)

2 意見・要望事項

指摘とするまでには至らないが、是正や改善等が必要と思われる事例が見られたので、次のとおり意見・要望を付する。

(1) 建築工事

ア 工事費の積算を適正に行うべきもの（7件全て営繕課）

(ア) 葛飾区清掃事務所奥戸分室等解体工事について、解体工事で、発生材のコンクリート塊及びアスファルト塊の運搬、処分等の数量を誤って計上したため、約52,000円の過小積算になっていた。

工事費の算出にあたっては、適正な積算を行われたい。

(イ) 葛飾区新小岩地域活動センター外構整備その他工事について、屋外排水工事で、浸透管の長さの合計を誤って計上したため、約250,000円の過大積算になっていた。

工事費の算出にあたっては、適正な積算を行われたい。

(ウ) (仮称) 葛飾区子ども未来プラザ東四つ木等建築工事について、鉄筋工事で、梁貫通孔補強の数量を誤って計上したため、約30,000円の過小積算になっていた。

工事費の算出にあたっては、適正な積算を行われたい。

(エ) 双葉中学校給排水衛生設備改修工事について、発生材処理で、コンクリート塊の運搬、処分等の数量を誤って計上したため、約50,000円の過小積算になっていた。

工事費の算出にあたっては、適正な積算を行われたい。

(オ) 金町中学校外壁改修（塗装）工事について、直接仮設費で、防護棚の長さを誤って計上したため、約138,000円の過小積算になっていた。

工事費の算出にあたっては、適正な積算を行われたい。

(カ) 東金町中学校内装改修その他工事について、直接仮設費で、内部脚立足場の面積を誤って計上したため、約51,000円の過大積算になっていた。

工事費の算出にあたっては、適正な積算を行われたい。

(キ) 葛飾区立水元中学校外壁改修（塗装）その他工事について、防水工事で、屋上の水洗いの面積を誤って計上したため、約69,000円の過小積算になっていた。

工事費の算出にあたっては、適正な積算を行われたい。

(2) 土木工事

ア 工事費の積算を適正に行うべきもの

(ア) 西亀有四丁目歩道勾配改善工事について、高木植栽工（はなみずき 白色）の積算で、植栽工（手間）の形状寸法（幹回り）を誤って積算したため、約233,000円の過大積算になっていた。

工事費の算出にあたっては、適正な積算を行われたい。 (道路補修課)

(イ) 立石さくら通り道路改修（その1）工事について、土工の殻運搬（アスファルト塊）の積算で、運搬量に切削オーバーレイ分の数量を誤って計上したため、約185,000円の過大積算になっていた。

工事費の算出にあたっては、適正な積算を行われたい。 (道路補修課)

イ 施工体制台帳等の整備を適正に行うべきもの

渋江公園テニスコート人工芝張替工事及び四つ木二丁目公園（仮称）新設工事について、廃棄物の収集運搬処理業者（全て）の施工体制台帳の作成及び施工体系図への記載が行われていなかった。

また、前記の工事で、台帳及び体系図が建設業法改正前の様式で作成されており、後記の工事の体系図で、二次下請の施工業者（1社）が三次下請として記載されていた。

建設業法等に基づく施工体制台帳等の適正な整備について、受注者に対し適切に指導、監督されたい。 (公園課) (都市計画課)

ウ 産業廃棄物のマニフェスト処理及び工事記録写真の撮影を適正に行うべきもの

かわばた公園改修工事における産業廃棄物のインターロッキングブロック処理について、マニフェスト（写）に記載の収集運搬処理業者が、実際の収集運搬処理業者と異なっていた。

また、工事記録写真の建設廃材処理で、混合廃棄物・廃プラスチック類処理の品目ごとの写真や積替え・保管施設からの収集運搬車両である旨等の表示（両側面）が確認できる写真が撮られておらず、受入地状況の写真に、黒板（撮影日）が写し込まれていなかった。

廃棄物の適正なマニフェスト処理及び工事記録写真撮影基準等に基づく写真撮影を行うよう、受注者に対し適切に指導、監督されたい。 (公園課)

エ 工事記録写真の撮影を適正に行うべきもの

(ア) 四つ木二丁目公園（仮称）新設工事における建設廃材処理で、アスファルト塊処理の収集運搬車両である旨等の表示（両側面）が確認できる写真や受入地状況の写真が撮られておらず、コンクリート塊・鋼材（売却）・建設発生土処理で、受入地状況の写真に、黒板（撮影日）が写し込まれていなかった。

また、砂場工や分電盤工等で、基礎コンクリートの打設状況や型枠取りはずし等の写真が撮られておらず、コンクリート養生期間が確認できないものがあった。

その他、公園施設の水飲み工、園名板工等及び防災施設の洗い場工、かまどベンチ工等の写真が撮られていなかった。

受注者提出の工事写真撮影計画及び工事記録写真撮影基準等に基づく写真撮影を行うよう、受注者に対し適切に指導、監督されたい。（都市計画課）

(イ) 立石さくら通り道路改修（その1）工事における工事記録写真で、撤去工（ベンチ等一部を除く）、各種柵調整工、標識移設工、横断抑止柵設置工等の写真が撮られていなかった。

また、パーゴラ及びベンチ設置工等の基礎コンクリートや配管敷設工（一部）の発生土埋戻しなど、一部の施工状況写真が撮られておらず、案内標識設置工、配管敷設工等で、設置状況の一部の写真が撮られていなかった。

受注者提出の工事写真撮影計画及び工事記録写真撮影基準等に基づく写真撮影を行うよう、受注者に対し適切に指導、監督されたい。（道路補修課）

3 実地監査

令和6年度第1回工事監査実施計画に基づき実施した工事監査について、監査委員が実地監査した結果は次のとおりである。

(1) 実施日及び実施箇所

令和6年5月24日（金）

ア 四つ木二丁目公園（仮称）新設工事（施工面積 1,419.76㎡）

イ（仮称）葛飾区子ども未来プラザ東四つ木等建築工事及び関連工事（延べ床面積 2,092.06㎡ 鉄筋コンクリート造3階建て）

（関連工事）

（ア）（仮称）葛飾区子ども未来プラザ東四つ木等電気設備工事

（イ）（仮称）葛飾区子ども未来プラザ東四つ木等給排水衛生設備工事

（ウ）（仮称）葛飾区子ども未来プラザ東四つ木等空調設備工事

（エ）（仮称）葛飾区子ども未来プラザ東四つ木等昇降機設備工事

(2) 監査結果

ア 四つ木二丁目公園（仮称）新設工事

本工事は、四つ木地区の密集住宅市街地整備促進事業の最終整備によるもので、工事主管課から整備の経緯や工事概要などの説明を受け、公園内を視察した。

また、公園施設のほか、防災施設のマンホールトイレや防災倉庫などの説明を受け、適切に工事が完了したことを確認した。道路の拡幅整備と併せて、地域の防災性が向上したことについて評価できる。

今後の管理運営について、地域との連携強化や公園施設等の適切な維持管理に努められたい。

イ（仮称）葛飾区子ども未来プラザ東四つ木等建築工事及び関連工事

本工事は、保護者の支援や相談及び小学生の体験や活動、仲間づくりなどの環境を整えるため、1階の一部と3階に子ども未来プラザ、1、2階に渋江保育園の整備を実施したもので、工事主管課及び子育て政策課、保育課から整備の経緯や工事概要などの説明を受け、施設内を視察し、適切に工事が完了したことを確認した。

また、プラザのイベントや保育園の行事などに使用可能な共有のスペースとして多目的広場を設置するなど整備の工夫をしていることを確認した。

本施設は、渋江東公園に隣接しており、施設内でのイベントに加え、屋内では体験できない公園を活用した事業展開に取り組むこともできる。

今後、地域の子育ての拠点施設として多くの方に利用されるよう期待する。

第3 まとめ

第1回工事監査は、施設部営繕課及び都市整備部都市計画課・道路建設課・道路補修課・公園課が行った主に令和5年度の工事等を対象に実施し、指摘とした事例が2件、意見・要望とした事例が14件であった。

【参考】昨年度結果との比較

評価	令和6年度 A	令和5年度 B	差引 A-B
指摘事項	2件	3件	△1件
意見・要望事項	14件	13件	1件
計	16件	16件	0件

指摘事項とした事例は、いずれも積算に誤りがあったものであり、設計図及び単位当たり数量等のチェックが不十分であった。また、意見・要望事項とした事例でも、積算の誤りが多数あった。

建築工事の事例では、解体工事のコンクリート塊の運搬処分の数量や屋外排水工事の浸透菅などの長さの合計の誤りの事例が見受けられた。

適正な設計・積算を行うために、設計図と積算内訳書の整合性、積算チェックリストの改善及び職員一人一人の技術力を高めるとともに、組織一体となった技術的支援や効果的なチェック体制を強化して、同様事例の根絶に努められたい。

また、土木工事で意見・要望事項とした事例では、積算の誤りのほかに、施工体制台帳等の作成や産業廃棄物のマニフェスト処理及び工事記録写真の撮影に問題のある事例が見受けられた。

このほかにも、指摘や意見・要望事項には至らないものの、鋼材処理（売却）でのマニフェストの誤交付や施工計画書（変更含む）のリサイクル計画の作成に問題のある事例が見受けられた。いずれも法令、基準等に基づく適正な処理や書類整備を行うよう、受注者への適切な指導、監督を行われたい。

各主管課においては、この報告書に記載されている事例を自らの事例として受け止め、今後の事務執行に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じ、工事関係業務の適正かつ効率的な執行に努められたい。

令和 6 年度第 1 回工事監査件名一覧

番号	工 事 等 件 名	工事主管課
1	葛飾区立宝木塚小学校改築工事基本・実施設計業務委託	営繕課
2	葛飾区清掃事務所奥戸分室等解体工事	営繕課
3	葛飾区新小岩地域活動センター外構整備その他工事	営繕課
4	金町小学校受変電設備及び低圧幹線等改修工事	営繕課
5	半田小学校トイレ改修工事	営繕課
6	(仮称) 葛飾区子ども未来プラザ東四つ木等建築工事	営繕課
7	(仮称) 葛飾区子ども未来プラザ東四つ木等電気設備工事	営繕課
8	(仮称) 葛飾区子ども未来プラザ東四つ木等給排水衛生設備工事	営繕課
9	(仮称) 葛飾区子ども未来プラザ東四つ木等空調設備工事	営繕課
10	(仮称) 葛飾区子ども未来プラザ東四つ木等昇降機設備工事	営繕課
11	(仮称) 新小岩駅南口駅ビル区民事務所等整備工事	営繕課
12	白鳥小学校受変電設備及び低圧幹線等改修工事	営繕課
13	男女平等推進センター受変電設備及び低圧幹線等改修工事	営繕課
14	双葉中学校給排水衛生設備改修工事	営繕課
15	金町中学校外壁改修(塗装)工事	営繕課
16	東金町中学校電気設備改修工事	営繕課
17	東金町中学校内装改修その他工事	営繕課
18	清和小学校受変電設備及び低圧幹線等改修工事	営繕課
19	葛飾区立大道中学校外壁改修(塗装)その他工事	営繕課
20	葛飾区立水元中学校外壁改修(塗装)その他工事	営繕課
21	四つ木二丁目公園(仮称)新設工事	都市計画課
22	都市計画道路補助第 138 号線及び補助第 261 号線(南水元西)道路整備計画検討委託	道路建設課
23	八剣橋橋梁架替詳細設計(その 6)委託	道路補修課
24	堀切四季のみち道路改修(実施設計その 1)委託	道路補修課
25	細田四丁目ほか道路修繕(実施設計)委託	道路補修課
26	小松橋補修(その 5)工事	道路補修課
27	亀有さくら通り道路改修(その 3)工事	道路補修課
28	立石さくら通り道路改修(その 1)工事	道路補修課
29	奥戸五丁目ほか道路修繕(舗装・L形)工事	道路補修課

番号	工 事 等 件 名	工事主管課
30	亀有駅駅前歩行環境改善（屋根設置等）工事	道路補修課
31	西亀有四丁目歩道勾配改善工事	道路補修課
32	お花茶屋三丁目歩道勾配改善（その2）工事	道路補修課
33	東立石四丁目北西道路南区間主要生活道路整備工事	道路補修課
34	白鳥四丁目公園改修基本・実施設計委託	公 園 課
35	葛飾あらかわ水辺公園再整備事業スキーム検討等委託	公 園 課
36	柳田公園改修実施設計委託	公 園 課
37	白ゆり公園改修工事	公 園 課
38	渋江公園テニスコート人工芝張替工事	公 園 課
39	かわばた公園改修工事	公 園 課
40	堀切東公園改修工事	公 園 課